

3 諮問機関

区市町村	諮問機関・懇談会	設置日	根拠	設置目的	構成員・団体
千代田区	千代田区男女平等推進区民会議	H12.4.1	要綱	男女共同参画社会実現のため	学識経験者4名、職域及び関係団体6名、公募区民5名
中央区	中央区男女共同参画推進委員会	H15.10.31	要綱	中央区男女共同参画行動計画の改定に関する事。また、計画の進捗状況の点検及び評価に関する事。	学識経験者3、女性団体4、各種団体5、公募区民3、行政職員3
港区	港区男女平等参画推進会議	H16.4.1	条例	男女平等参画の推進を図る	学識経験者3名、男女平等参画関係団体6名、公募区民6名 計15名
新宿区	新宿区男女共同参画推進会議	H16.7.15	条例	男女共同参画推進計画の実施状況を継続的に点検し、男女共同参画の推進に関する施策の方向性について検討	学識経験者3、区内関係団体5、区内事業者4、公募区民3
文京区	文京区男女平等参画推進会議	S54.8.1	要綱	男女平等参画社会の実現	学識経験者3、区内関係団体等の構成員6、公募区民2
台東区	「はばたきプラン21」推進会議	H6.7.1	要綱	区における男女平等の推進	学識経験者2、男女平等推進プラザ運営委員2、職域及び関係団体8、公募区民4
墨田区	墨田区男女共同参画推進委員会	H18.4.1	条例	男女共同参画推進プランの推進、男女共同参画行政の充実を図る	学識経験者4、区民団体等9、公募区民2 計15
	すみだ女性センター運営委員会	H2.12.1	条例	女性センターの運営に利用者の意見を反映させる	学識経験者、利用者、団体代表等委員11(区民) 区職員3
江東区	江東区男女共同参画審議会	H16.10.29	条例	男女共同参画行動計画の推進に関する提言、男女共同参画施策に関する調査、審議	学識経験者3、区民団体等7、区民公募5 計15
品川区	品川区行動計画推進会議	S56.6	要綱	区民の協力と理解による行動計画の推進	学識経験者4、一般公募区民6
目黒区	目黒区男女平等・共同参画推進審議会	H14.5.15	条例	男女平等・共同参画推進計画の策定等について、調査・企画・立案を行う	学識経験者、団体関係者等、区民 計15名
大田区	大田区男女平等推進区民会議	H9.2.26	要綱	プランの課題解決に向け実現方策への検討を行う	学識経験者2、団体推薦委員3、公募委員8
世田谷区	-	-	-	-	-
渋谷区	-	-	-	-	-
中野区	-	-	-	-	-
杉並区	杉並区男女共同参画推進区民懇談会	H11.8.1	要綱	男女共同参画関係施策について区民の意見を集約するため	23(学経2、団体推薦4、関係機関4、公募区民13)
豊島区	豊島区男女共同参画推進会議	H15.4.1	条例	男女共同参画の推進を図る	議員4、学識経験者4、区民・団体7(内公募2)
北区	北区男女共同参画審議会	H18.10.1	条例	アゼリアプランの策定や変更、男女共同参画施策の推進	20名(学識経験者4、関係団体代表7、公募区民3、区議会議員2、関係行政機関・区職員4)
荒川区	荒川区男女共同参画社会推進区民会議	H23.11.1	要綱	男女共同参画社会推進計画に係る施策を推進し、男女共同参画の一層の充実を図るため	9(学識経験者1、区民・団体8)
板橋区	板橋区男女平等参画審議会	H15.4.1	条例	男女平等参画社会の形成を推進するため	15人(学識経験者、関係団体構成員、公募区民)
練馬区	練馬区男女共同参画推進懇談会	S57.4.1	要綱	区における男女共同参画社会の形成を図る	学識経験者4程度、団体推薦8程度、一般公募8程度
足立区	足立区男女共同参画推進委員会	H15.4.1	足立区男女共同参画社会推進条例	行動計画策定のため調査・審議を行う。男女共同参画に関する事業の進捗状況をチェックし、区長に対して意見を述べる。	区民公募4名、学識経験者3名、区民団体の代表者8名
葛飾区	葛飾区男女平等推進審議会	H16.4.1	条例	男女平等推進社会実現のため	区民4人・関係団体を代表する者8人・学識経験者3人・区長が必要と認める者2人
江戸川区	-	-	-	-	-

3 諮問機関

区市町村	諮問機関・懇談会	設置日	根拠	設置目的	構成員・団体
八王子市	八王子市男女共同参画施策推進委員会	H16.9.1	要綱	八王子市における男女共同参画の推進について協議するとともに、八王子市男女共同参画センターの運営に関係機関や市民の意見を反映させるため	委員13(学識経験者2、関係機関7、市民4)
立川市	立川市男女平等参画推進審議会	S63.4.1	立川市男女平等参画基本条例	推進計画及び男女平等参画施策について調査審議し、市長に建議するため	委員11(学識経験者3、関係市民団体代表5、公募市民3)
武蔵野市	武蔵野市男女共同参画推進委員会	H4.7.1	要綱	武蔵野市男女共同参画計画の策定、見直し及び推進に関して検討するため。	委員12名(学識経験者2、関係団体代表者等6、公募市民4)
三鷹市	三鷹市男女平等参画審議会	H18.4.1	三鷹市男女平等参画条例	男女平等参画社会実現のため	委員14(学識経験者2、関係団体の構成員4、公的機関の職員2、市民6)
青梅市	青梅市男女平等推進計画懇談会	H23.11.1	要綱	男女平等推進計画の策定および推進に関し必要な事項について、市民等の意見を反映させるため	委員5(学識経験者1、民間団体の代表者2、公募委員2)
府中市	府中市男女共同参画推進懇談会	H13.5.9	要綱	男女共同参画のまちづくりに市民の意見を反映させるため	委員12(学識経験者4、市民団体4、公募市民4)
昭島市	-	-	-	-	-
調布市	-	-	-	-	-
町田市	町田市男女平等参画協議会	H14.6.1	要綱	男女平等参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進	学識経験者5、団体推薦2、公募市民3
小金井市	小金井市男女平等推進審議会	H15.10.24	条例	男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進する	学識経験者5人以内、公募市民5人以内
小平市	小平市男女共同参画推進審議会	H21.10.1	小平市男女共同参画推進条例	小平市男女共同参画推進計画の推進をするため。	学識経験者5人以内、公募市民5人以内 計10人以内
日野市	日野市男女平等推進委員会	H14.4.1	日野市男女平等基本条例	男女平等社会実現に向け基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査検討を行う	学識経験者4、公募市民4、関係団体代表者2
東村山市	東村山市男女共同参画推進審議会	H18.7.1	条例	男女共同参画施策を推進する	学識経験者2、事業者等関係団体の推薦する者5、公募市民3
国分寺市	国分寺市男女平等推進委員会	H12.4.1	国分寺市男女平等推進条例	男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため	関係団体代表者4、公募市民3、学識経験者3 計10
国立市	国立市男女平等推進市民委員会	-	条例	男女平等推進の施策形成について協議し、その充実に資するため	公募市民7人以内、学識経験者3人以内
福生市	-	-	-	-	-
狛江市	狛江市男女共同参画推進委員会	H23.5.30	条例	男女共同参画に係る計画の推進、男女共同参画社会の実現に関することについて、調査審議するため	有識者1名、公募市民7名
東大和市	東大和市男女共同参画推進審議会	H17.3.31	条例	男女共同参画推進計画の策定及び年次報告書の作成、その他男女共同参画施策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため	学識経験者4名、事業者2名、公募市民8名、計14名以内
清瀬市	清瀬市男女平等推進委員会	H18.7.1	条例	男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため	識見者2名以内、一般公募予定6名以内、関係機関に属する者4名以内
東久留米市	東久留米市男女平等推進市民会議	H.8.12.25	条例	プランが目指す男女共同参画社会実現のための課題解決	学識経験者2名、関係行政機関推薦者2名、市職員で市長が推薦する者2名以内、公募市民4名以内
武蔵村山市	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会	H12.4.1	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱	男女共同参画社会の実現をめざし、武蔵村山市男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するため。	学識経験者5、公募市民5
多摩市	多摩市男女共同参画社会推進協議会	H23.7.5	要綱	多摩市女と男がともに生きる行動計画の推進及び進捗状況の評価等を行う	委員6人(学識経験者1人、団体推薦2人、市民委員1人、公募市民委員2人)

3 諮問機関

区市町村	諮問機関・懇談会	設置日	根拠	設置目的	構成員・団体
稲 城 市	稲城市男女共同参画計画推進協議会	H18.4.1	稲城市男女共同参画計画推進協議会設置要綱	男女共同参画社会の実現をめざし、稲城市男女共同参画計画に基づく施策の推進を図る。	学識経験者3、市民7(10名以内)
羽 村 市	羽村市男女共同参画推進会議	H11.12.13	羽村市男女共同参画推進条例	男女共同参画施策に関する基本的・重要な事項及び充実・推進に関する事項を調査・検討し、市長に報告・提言する。	知識経験者、関係団体の構成員、市民公募委員、その他市長が必要と認める者で15人以内
あ き る 野 市	あきる野市男女共同参画推進市民会議	H11.2.22	要綱	男女共同参画計画を市民と協働し、円滑に推進するため	委員10人(学識経験者、関係団体、関係機関、公募市民)
西 東 京 市	西東京市男女平等参画推進委員会	H14.3.29	西東京市男女平等参画推進委員会条例	男女平等参画のあり方を検討し、男女平等参画社会の形成に寄与するため。	学識経験者6人以内、市内関係団体の代表4人以内、公募市民5人以内
瑞 穂 町	瑞穂町男女共同参画社会推進委員会	H15.11.5	要綱	男女共同参画に係る施策の推進に関する提案、助言。行動計画の進捗よく状況管理をする	町長の指名する者(各種団体関係者)6名、公募2名
日 の 出 町	-	-	-	-	-
檜 原 村	-	-	-	-	-
奥 多 摩 町	-	-	-	-	-
大 島 町	-	-	-	-	-
利 島 村	-	-	-	-	-
新 島 村	-	-	-	-	-
神 津 島 村	-	-	-	-	-
三 宅 村	-	-	-	-	-
御 蔵 島	-	-	-	-	-
八 丈 町	-	-	-	-	-
青 ヶ 島 村	-	-	-	-	-
小 笠 原 村	-	-	-	-	-
東 京 都	東京都男女平等参画審議会(第4期)	H18.5.15	条例	行動計画、男女平等参画に関する重要事項を調査審議する	学識経験者、都議会議員、関係団体から知事が委嘱する委員25名